
○議長（木下一己君） ただ今から、平成 30 年第 2 回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、7 番 春日隆司 議員及び 1 番 近藤八郎 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 3 日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 20 日までの 3 日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

6 月の声を聞きましてから、気温の上下の振れ幅が大きく、住民の皆さんの暮らしや生業、さらには催事などに少なからず影響を与えてきたところでございますが、これからは世界が憧れる北海道らしい気候であり、本町にも多くの来訪者が増大することを期待する次第でございます。

このような折、議員の皆様には、時節柄大変御多用なところ、第 2 回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件 8 件、単行案件 3 件、予算案件 5 件、その他の案件 4 件の計 20 件でございまして、ほかに 4 件について行政報告をさせていただくところでございます。

議員各位には議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、4件の行政報告をさせていただきます。

一つ目でございますが、平成29年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

御手元の参考資料No.2にその概要を示してございますが、一般会計につきましては、歳入額67億7,714万6,000円、歳出額66億5,198万5,000円で、差し引き1億2,516万1,000円となり、このうち決算積立金として財政調整積立基金に6,440万円を積み立て、残る6,076万1,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入額2億1,691万8,000円、歳出額2億1,336万2,000円で、差し引き355万6,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入額9,168万9,000円、歳出額8,647万8,000円で、差し引き521万1,000円となりますが、継続費通次繰越額37万1,000円を控除し、決算積立金として242万円を簡易水道施設基金に積み立て、残る242万円を平成30年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額4億5,019万4,000円、歳出額4億3,340万5,000円で、差し引き1,678万9,000円となり、このうち決算積立金として介護保険給付費準備基金に840万円を積み立て、残る838万9,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億668万8,000円、歳出額2億9,941万2,000円で、差し引き727万6,000円となり、このうち決算積立金として364万円をあけぼの園基金に積み立て、残る363万6,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額5億8,711万8,000円、歳出額5億9,305万3,000円で、差し引き593万5,000円の歳入不足となりますが、不足額につきましては、さきの第3回臨時会で御議決いただいたとおり、平成30年度会計から繰上充用するものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額5,843万4,000円、歳出額5,842万7,000円で、差し引き7,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額4億8,922万9,000円、支出額5億3,363万2,000円で、差し引き4,440万3,000円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は3億7,625万7,000円となります。

資本的収支につきましては、収入額1億1,105万4,000円、支出額1億1,536万2,000円で、差し引き430万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げました平成29年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して次期定例会に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

二つ目でございます。

平成29年度 北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会の事業実績につきまして、御

報告申し上げます。

御案内のとおり、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会につきましては、下川町、あしよろちょう足寄町、たきのうえちょう滝上町、びほろちょう美幌町の4町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成20年度から平成22年度までの3年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取組を通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、もり森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取組を行ってきました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成23年10月に地方自治法第252条の2の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところであります。

平成29年度の企業等協賛金収入につきましては336万円で、協議会の諸経費などを差し引き、4町に配分され、下川町は67万円の配分を受けております。

平成21年度から平成29年度までの企業等協賛金は、総額1億6,822万円となり、諸経費を差し引き、総額1億2,469万円が4町に配分され、下川町は3,829万円の配分となっております。

今後におきましても、これまで以上に4町の連携を強化し、新たな発想を取り入れながら、協議会活動を通して、森林バイオマス活用による地域の活性化を積極的に図ってまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

3件目でございます。

平成29年度 一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉事業の平成29年度の経営状況について、その概要を申し上げます。

五味温泉につきましては、平成18年度から指定管理者制度により運営されております。

まず、1点目に、利用実績を報告させていただきます。

平成29年度は、前年度に比べ、宿泊利用者が403人増の6,852人、日帰り利用者は763人増の78,898人で、総体では1,166人増の85,750人となり、1.4%の増となりました。

2点目に、事業収入は平成6年度から1億円の大台を超えており、平成29年度におきましては、総額で1億2,951万円となり、前年度に比べ570万円の増となっております。

3点目に、公益法人会計基準に基づき、当期正味財産額は232万円減少し、前期繰越正味財産額を含め2,924万円となっております。

収支につきましては、宿泊利用者、日帰り利用者とも増加しておりますが、仕入価格の高騰や人材確保など厳しい経営情勢にあり、徹底した経費の見直しなどの経営努力を進めてきたところでありますが、食堂売上げの減少などが主な要因で、全体で232万円の正味財産の減少となっております。

次に、産業クラスター推進事業の概要ですが、新たな産業の創出等を目指し、調査、研究、販売促進など産業振興や地域づくりに向けた取組を実施しております。

その主な事業内容といたしましては、町の運営交付金を基本とし、クラスター推進部の運営、スズキ株式会社との経済交流の推進のほか、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓など、産業の振興等につながる取組を行っております。

また、省エネルギー社会実装のための調査など、行政施策に即応した事業、先駆的空き家対策モデル事業など、地域活性化調査研究事業を通して、地域活性化に資する事業を実施しております。

収支につきましては、事業収入が、町交付金のほか、国・道補助金、受託料なども含めまして、総額で6,882万円。

また、事業執行に伴う支出総額は6,675万円となっております。

その結果、当期正味財産額は207万円増加し、前期繰越正味財産を含めた正味財産は5,520万円となっております。

次に、結いの森運営事業の経営状況を申し上げます。

宿泊研修交流施設 結いの森につきましては、昨年8月から指定管理者として開設準備から御尽力いただき、11月9日にオープンし、運営をいただいているところであります。

まず、利用実績を報告させていただきます。

平成29年度の宿泊者数は1,847人、稼働率56.7%となっており、事業収入は1,606万円で、当期正味財産額は36万円となっております。

収支につきましては、当初計画していた宿泊者数2,290人を大きく下回ったことと、人材確保等のため経費が当初見込額より増額となることが主な要因となり、収支不足となったことから、指定管理料として400万円を支出したところであります。

五味温泉運営事業、産業クラスター推進事業、結いの森運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

最後に、平成30年度の五味温泉の経営の見通しにつきましては、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、地域の経済は依然として厳しい状況にありますので、今後も関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、産業クラスター推進事業につきましては、新たな視点に立った産業づくりや、地域活性化のための総合的な事業を進めていただくよう関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

また、結いの森の経営につきましては、宿泊者数の増加を図るため、広告宣伝活動を積極的に行うとともに、変動価格の導入など、利用者ニーズに応え、質の高いサービスを提供し、効果的、効率的な管理運営と、一層の経営努力をお願いするとともに、今後の推移を見て対策を検討してまいりたいと存じます。

なお、この平成29年度事業報告及び収支決算の確定につきましては、今後招集されます評議員会で承認後に最終確定されます。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告いたします。

最後、4点目でございます。

SDGs未来都市の選定について、御報告申し上げます。

SDGs…いわゆる持続可能な開発目標は、2015 年 9 月に国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成された国際的な目標であり、政府としても、安倍総理を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、積極的に推進しているところであります。

本町は、昨年 12 月に、環境未来都市の具現化などの取組と実績を中心に、第 1 回ジャパン SDGs アワード本部長賞を受賞したところであります。

また、政府内では、まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版及び SDGs アクションプラン 2018 が策定され、地方創生に資する地方公共団体における SDGs の達成に向けた取組の提案を公募し、SDGs 未来都市及び SDGs 未来都市の中でも先導的な取組を自治体 SDGs モデル事業として選定することとされたところであり、この SDGs 未来都市は、都道府県及び市区町村を対象に 2 月 26 日から 3 月 26 日まで募集が行われたところであります。

本町におきましては、昨年 9 月から、次期総合計画、環境未来都市計画の策定に向け、総合計画審議会内に SDGs 未来都市部会を設置し、「2030 年における下川町のありたい姿」の議論を進め、パブリックコメント手続き等を経て、4 月 21 日に報告を受け、今後この実現に向けた計画を策定していく予定であります。

SDGs 未来都市は、経済面、社会面、環境面の三側面の統合的取組や相乗効果、自律的好循環などが基本的な考え方であることから、これまで本町が取り組んできた方向性や取組などと極めて親和性が高く、今後の取組をより効果的に進めていくため、この「2030 年における下川町のありたい姿」と、その実現のための事業打ち手案をベースに、「未来と人と自然へ繋ぐしもかわチャレンジ 2030」として提案したところであり、政府において選定作業が行われた結果、本町の提案は、SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業の選定対象となり、6 月 15 日に総理大臣官邸において、内閣総理大臣から選定証を授与されたところであります。

今回の選定を契機に、下川版 SDGs の実現に向け、町内外の多様な人、企業、団体などと連携して、積極的に取組を進めてまいり所存であります。

以上、議員各位、町民の皆様の特段の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問事項により発言を許します。

質問番号 1 番、7 番 春日隆司 議員。

○7 番（春日隆司君） それでは通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、先立ちまして、この度…先ほど行政報告がありました SDGs 未来都市選定、心からお喜びを申し上げたいと存じます。非常に高い評価で選定を受けられたと存じておりますが、これまでの先人の大変な御労苦によって、また諸先輩、さらには関係する団体の

皆様、町民の皆様の御尽力によりまして選定を受けたこととなったかと思います。先人含め、心から感謝と敬意を表させていただきたいと存じます。

それでは質問に移らせていただきます。

一つ、幸せ日本一のまちを目指す谷町政下において、谷町政以前のこれまでの理念構築とそれに基づく政策反映が、転入人口の増、税収増、地価、推進機構の発足など、既に26年度までに効果が発現し、その効果が外部から高い評価となってSDGsの受賞、選定などとなっておりますが、継続的な効果ではなく、谷町政下での独自施策で、外部を含め高い評価を得ているものは何か。

一つ、この3年間、総じて住みづらくなっている、また、どこかに移り住みたい人が増加するなど、町民意識に変化が生じております。その要因は何か。これは町民意識調査に基づくものでございます。

一つ、キャッチフレーズ…幸せ日本一のまちと、政策展開、町民意識…いわゆる実態に乖離があるのではないかと。これも町民意識調査に基づくものでございます。

以上、所見をお伺いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「幸せ日本一のまち」づくりの実態と町民意識について、御質問にお答えしたいと思います。

1点目の「独自施策で外部を含め高い評価を得ているものは何か」につきましては、基本的には、町民福祉の向上のために町政の継続性が重要であると認識しており、前町政の優れた施策を継続し、産業・福祉・医療・教育などの施策を更に発展させていくことに取り組んできたところでございます。

私が新たにに取り組んできた施策といたしましては、就任1年目の平成27年度に、公約としてうたっておりました下川町産業連携会議を創設、そして地域産業の課題と将来についての議論を進め、同じ年には、この議論を踏まえて、下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、そして全産業横連携による地域経済活性化と雇用創出を重点の一つとしたところでございます。

平成28年4月には、この推進のために下川町産業活性化支援機構の構成団体を拡充しまして、地域内の連携体制を構築するとともに、タウンプロモーション推進部を創設し、専任スタッフを配置、そしてその中で、一つには総合移住促進、二つ目には起業塾、三つ目には地域総合商社、そして四つ目には地域の人材バンクを役割として取組を進めてきたところでございます。

近年は、人口社会動態が好傾向にあります。これは様々な皆様の継続的な活動が発現した総合的な効果でございまして、それぞれを切り分けて効果測定をすることはできませんが、全国紙等のメディアでも取り上げられるなど、外部からも高い評価を得ているところでございまして、それを認識しているところであります。

そのほか、福祉・医療連携会議など、関係機関との連携を密にすることによって、施策効果を高める取組や、住民の暮らしに密着したきめ細かなサービス向上を図るために、町

民の皆様の意見反映を推進するための町民懇談会や各種団体との懇談、小・中学生、高校生との懇談を実施してきたところでございます。

このような取組を進めてまいりましたが、引き続き町民の皆様の御意見を反映できるよう努めてまいりたいと思います。

2点目の「町民意識の変化の要因等は何か」につきましては、総合計画の策定及び見直しに係る町民の意向を調査するため、前回は20歳以上1,000人抽出で実施していたところでございますが、より多くの町民意見を町政に反映することを目的としまして、今回は年齢を引き下げて18歳以上の全町民を対象…これは2,735名ほどにのぼりますが、これを実施したところでございます。

調査対象を拡大し実施したことによりまして、一概に前回調査との単純比較はできない部分もあると考えてございまして、今回の調査結果を十分に踏まえ、総合計画等の策定及び今後の施策に反映させていきたいと考えてございます。

3点目の「キャッチフレーズと政策展開、町民意識との乖離」につきましては、これまで「幸せ日本一のまち」を目指して、町民の皆様との対話を重視していく当初からの考えの下、先ほども触れましたように、町民懇談会や各種団体との懇談、小・中学生、高校生との懇談などを実施し、様々な意見をまちづくりに反映させてきたところでございます。

このことによりまして、町民の暮らしに密着したきめ細かな行政サービスが行われたものと考えており、その積み重ね等により、キャッチフレーズでございます「幸せ日本一のまち」を目指して知恵を絞り、汗をかいていきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今回の質問の趣旨は、総合計画の次期策定の基礎となるという町民意識調査、前回…26年にやっておりますが、谷町政の3年間、その政策に対して町民意識がどう変わっているのかというところを確認をして、検証をしたいというところが目的、目標でもございます。

そんな中で、今回調査を実施されたわけですが、このアンケート調査について、町長はどれだけこれを熟読されて…特に自由記載もあります…どのぐらい読まれて理解されているかというところをまず確認させてください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 一通りは熟読いたしまして、特にその他の意見のところは非常に多岐にわたっておりまして、一つ一つが…的を得ているところもございまして、また、行政としての説明不足のために理解をできていないと…こういうところもあるんじゃないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、これらの意見をしっかりと集約しながら、担当それぞれの中での役割を明確にしながら、これを解決できるように進めてまいりたいと思っている次第で

あります。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） この3年間で、独自の政策で高い評価を得ている…4点ほど…産業連携会議、拡充した27年度までやってきた機構…タウンプロ…それを拡充した。福祉医療連携会議、それから町民等の懇談会を行ったということで、大きく4つぐらいが高い評価を得ているということであったかと思います。

それで、この意識変化の要因という中で、分かりやすい言い方をすると、調査の対象が拡大していったということで、単純な比較はできないと。これですね、御案内のとおりアンケートでございます。追跡調査ではなくて…抽出調査です…サンプル調査です。人口1万数…いる中で、テレビ等で見ますと1,000、2,000ぐらいのサンプル調査で現在の内閣支持率はどうかと、そういうところが前回と比較してどうだというような報道をされているわけです。対象が違つとか、人数が違つというのはアンケート自体を否定するものにつながるんです。ここは真摯に受けて、この意見を理解するということが第1点。

それから、アンケート調査を聴取する場合、やっぱり大切なのは誤差がどれだけあるか、それから信頼度がどれだけあるかということでございます。一般的にいわれている総合計画の人口規模でいうと、3,000ぐらいの人口でいうと、信頼度が95%、誤差の範囲がプラマイ3%。810…サンプリング調査をすればですね、信頼度が95%あって、誤差が3%ぐらいの意見が把握できるということなんです。

繰り返しになりますが、拡大して客体が増えたから単純比較できないというのは、そもそも通らない話でございます。その大前提でお話をさせていただきます。

下川町に住み良いと答えた方、これがですね…10%ぐらい落ちているということです。

住み良い…どちらかというに住み良いというところを入れても非常にポイントが落ちていると。住み良いと単純に答えた人が12%ぐらい落ちているということでございます。

総合計画では、前回21年度、26年度調査して上がってきております。そんな中で、それを基にして平成30年は85%ぐらいが住み良い町だということを目標にしようということが一つあります。

その中で、特筆するのは、70歳以上の方、この方々が…前回50%の方が住み良いと答えております。ところが、今回30%になっております。前回の調査を見ると、非常に無回答の方が多い…いろんな面で。ところが今回、確実にその人たちが意思を表示しているというのが一つ特徴としてあります。40代以外が全て前回調査からくると住み良いということが落ちています。

もう一つ…ちょっと長くなりますが、調査の概要を把握していただきたい。

豊かさ…これはほとんど変わっておりません。先ほど言いました無回答の人が意思表示をしてですね、70歳以上の方が…やはり高齢者の人が豊かだって答えているんです。豊かだと答えているんですけども、いざ住み良いかというに住み良いという答えになっていないんです。これが大きなポイントです。

それから、住み続けたい…これがですね4.2%上がっているんです。ところがこれを分析すると、一の橋、それから農村という部分で住み続けたいという人が増加しているんで

す。一方で市街地は減少しているんです。そんなことがあります。

さらに、重要なのはですね、どこかに移り住みたいという方が、前回調査からすると6%ぐらい増えております。これはいろんな要因があるんですけども、ひとつこれしっかりクロス集計をすべきだと思います。そうすることによって、町民の方の意識が明確に分かってくると思います。そんなところの数字が表すこの3年間、4年間の意識調査があります。

私が質問したのは、その意識が変わっている要因は何かということをお尋ねしたんです。

そうすると、客体が変わっているんで、一概に比較できないという答えなんです。あまりにも…しっかり捉えてないと。何のための目的で調査をして、何のためにいかすのかと。

今までの…私なりに分析してみたんですが、それに基づいて町長からちょっと…要因…これはあくまでしっかり読まれたということで聞いております。ですから、この要因はどういうふうに…推測も入るんでしょうけど…どういうふうに理解するかというところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど答弁させていただいた、一概に前回の調査との比較はできないということは、これはあくまでも一概でございまして、一つ一つそういう比較をしていったときに、春日議員が仰るようなことが数字として出てくるのではないかと考えています。

今いろいろと問われたことに関しましては、真摯に受け止めながら、さらに我々としては分析をしてですね、こういうところはどういうカバーをしていったらいいのかという…そういう施策づくりに反映していきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんがそれぞれ考えられていることというのは、たくさんの意見を頂きましたので、これを…できるもの、できないものがございますけれども、少しでも反映できるように進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 是非ですね、これから議論していくのは…いろんな議論を含めて、より良い町へ進んでいくということなんで、例えば今の話を聞くとですね、今言われているご飯論法…ご飯を食べましたか、朝ご飯食べましたかと聞くと、いや食べていませんと。

でも、ご飯は食べていないけどパンは食べていますというような、一概にという言葉ですね、そういうところでなくて、本当に真摯に受けてですね、町のためにいろんな議論ができればと思います。

それで、私なりに、どういうことがあるのかなというところをちょっとクロスしながら調べてみました。

町民の意識で、豊かに暮らすために重要だと言っているところがですね、大きく10から20ポイントぐらい上がっているんで、重要だということは意識が変わっております。家族が健康である、それから子供が健やかに育つこと、それから楽しく学校生活が送れる環境、

高齢者福祉サービス、働きながら子育て環境が整うこと、安心して医療が受けられることというところが…前回から比べると重要だと言っている人たちが大体10%以上のを今出しております。多いところでは20%ぐらい、学校生活を楽しく送れるというのは22.2%、意識が…重要だと言っている人たちが変わってきております。

ところが、それに対する満足度、これがですね軒並み三角なんです。ですから、ここでギャップが生じるわけです。町民の方は重要だと言って、総じていいですよと、子育てと学校と福祉医療…こういうところが重要だと思っているんですけど、満足度が下がってきているんです。このへんがですね、非常に課題だったと思います。

そんな中で、先ほど町長からありました、独自の政策で特筆する…評価を得ている…いろんな組織をつくるというところがあるかと思うんですが、町長がこの3年間、福祉、子育て…そういうところで、政策展開で特にこういうことをやってきたということがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 福祉、医療も含めてのお話ですが、やっぱり町民の健康をしっかりと守るということと、病気になったときの対応というところでもありますけども、町立病院の…特に先進的な器械の導入については力を入れてまいりました。お陰様でCT導入や電子カルテの運用など、こういうところは町民の皆様非常に分かりやすいところではないかなと思っています。

また、この4月からは、理学療法士の採用など、これまで他の町に依存していたところを自分の町でそれを補うことができるという、こういうところも福祉、医療の政策の中で、ひとつ大きな目玉になったのではないかなと思っています。

これについてはまだ町民の皆様から…住民懇談会が開催されておられませんので、いろいろとその評価等も聞いてまいりたいと思っている次第でございます。

また、子育ても、本当に小さな子供から高校生ぐらいまで子育てに入ってくるといえますけれども、できる限り小学生、中学生、高校生につきましては、当事者の児童生徒と懇談会を持ってですね、生の声を…実はこの3年間の中で聞いてまいりました。

特に中学生等については、直接いろんな要望がございましたし、小学生については1時間の時間を頂いて、教育長とともに授業を進めさせていただいて、最終的には要望や意見を頂いたと、こういうところは実は大人が考えている政策、施策よりも、当事者である子供たちの声をしっかり聞いてですね、そしてそれを施策や予算に反映していくことが大事なんではないかと。ちょっと例を挙げますと、下川中学校の生徒…これは役員の方でありましたけども、町長室で懇談をさせていただいたときに、テニスコートの問題をずっと…最初から最後まで仰っておりまして、これを教育委員会…教育長とも相談いたしまして、予算に反映することができるかと、こういうところを議論して、即予算に反映をさせて整備をしたということがございます。

こういうかたちで住民の声や子供たちの声というのをしっかり聞いてですね、それを政策に今後とも反映してまいりたいなと考えている次第であります。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 基本的な考え方というか、重要なポイントとして、町民の声を反映していくということだと思います。

町長そこまで目を通されていないんだと思うんですけども、アンケート調査の中で、情報提供…重要度と満足度です。意見を提言したり、住民の参加の機会を増やすとかですね、情報提供を重要だと思っている方、さらには施策の内容、事業に対して重要だと思っている、これも同じように10%ぐらい増えているんです…26年から29年。

ところがですね、懇談会とかいろいろやられていると思うんですけども、それに対して満足しているのかと。不満とか、やや不満という人のパーセンテージが増えているんですよ。町民の意見を聞いて反映する、いろんな懇談会とかやられているのはもちろん確かですけど、ところがそれがですね住民意識に反映されていないんですよ。不満だと…やや不満…ですから、先ほどありましたとおり、手段が目的化しているところがあるんでないか…これ前からお話をさせていただいているんですけど、手段が目的化されている…懇談会をするとかですね、いろんな意見を聞く場は設けられているけどというのが一つございます。

是非ですね、ちょっと繰り返しになりますけども、アンケートをしっかりと熟読されてですね…というのは、これは町長の名前で出して、町長に対して答えが来ているわけですから。ほかの自治体の首長さんの話を聞くと…間接的にですけどね、これもうすごく気になることで、移動するときですね、本当に隅々まで町民の意識調査というのは把握するというのも…間接的ですけど聞いております。それだけやっぱり気になるものであるし、これが基本だと思います。

それから、幸せ日本…これキャッチフレーズの話なんですけど、乖離しているかという話なんですけど、これ自由記述であります。幸せ日本とはどういうことか、そのフレーズに対してどうかということを知っているわけではないんですけど、皆さん後で御覧になってください…すごくですね、幸せ日本一に対するコメントが多いです。なんでこんなに多いのかなと。例えばちょっと披露しますと、一部の人は幸せ日本一になれないのが幸せでしょうか。いつキャッチフレーズの変更。死ぬまで住むところとして下川のまちづくりをしてもらいたい。あまりにも漠然として意味が分からない。個々の問題であり、生活環境、年代、性別等で全く違って来る。目指すのならば誇れるものが欲しい。隅々まで行き届いた優しさが幸せ日本一の始まりでないか。アドバランを上げるが、町民の意識改革が伴っていない絵に描いた餅。土日いろんなものが計画されないんで、こんなことで幸せなのかと。幸せとは何か、幸せの町とは何なのか。幸せというのは与えてもらうものではなく、自分の心の中にあるものだと思う。なぜ幸せ日本一のまちというフレーズが生まれたのでしょうか。今の町長さんには心がないと思いますと。

町長、幸せ日本一のまちのフレーズって、ここにありますがおり…どういふことでこれは生まれてきたんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 日本の憲法の三原則に、平和主義、そして人権の尊重、国民主権

というのがあります。その13条の中に、全ての国民は幸せになるという権利を持っているというものがあるわけであります。この幸せになる意味というのは、地域において住んでみたくなる、そして長く住むことができる、こういう環境をつくっていくということでありまして、先ほど、春日議員が仰ったように、暮らすうえでの満足度、豊かさというのをしっかり上げていかなければならない。それを包括的に考えてですね、幸せというのが…いろんな価値観があると思いますけれども、それぞれ違うものを多くの施策の中で一つ一つ反映していくということが大事なのではないかなと思っております。イメージとしては、どうしても大きな括りになってしまいますけれども、一つ一つは住民の暮らしですとか、仕事ですとか、さらに子育てですとか、いろんなところにつながっていくんではないかと思しますので、キャッチフレーズとして、やはり下川町が…よりほかの町よりも優れた、そういうような施策ができるという思いを込めてですね、この幸せ日本一のまち下川というキャッチフレーズをつくってきたというところでございますし、また、いろんな施策に反映できるように、今後も進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これは私からこうすれ、ああすれという話ではないんですけども、これだけギャップがあると…フレーズに対して。私は前から、総合計画の中に森林と人と大地が輝くまちと…これ町民の方の意見なんです、これだと思っもるんですね。首長の一番大事なことは、町民を輝かせること。いろんなキャッチフレーズを使って、町長の選挙公約で、職員の方もいわゆる皆さん付度してですね、幸せ日本一のまちづくりを目指してと…いたるところに出てきておりますが、町民の…今言われたとおり…これ一つ、二つでなくて…後で見てください…すごく多い。そうすると、どんどんどんこのフレーズで挙げていくと、町民とのギャップは僕は広がっていくんではないのかなと。この前の臨時のこともありましたけど。

そういうところで、そのへんをじっくりですね…4年任期の1年残すところですけども、しっかりそのへんを分析してやられた方がギャップは縮まっていくんではないのかなと私は思います。

次の質問に移りまして、除雪でございます。ちょっとごめんなさい、時間がおしてくることもありまして、ちょっと省きながら質問をさせていただきたいと思います。

除雪…これ民間委託をしてから2年経過しております。

そんな中で、課題と問題点。

さらにコストの問題。

それから、町民に理解されているかというところの3点をお聞かせください。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 除排雪の民間委託の課題、問題点…今御指摘いただいた内容につ

いて答弁させていただきたいと思います。

本町の町道の除排雪事業につきましては、平成 27 年度までは、主に市街地を直営で、郊外を委託で実施してきたところですが、連絡調整体制をより充実させ、効率的な除排雪体制を構築することを目的といたしまして、平成 28 年度から全面委託としているところでございます。

全面委託以降の町道の除排雪作業につきましては、委託事業者と綿密な連携の下に、冬期間における円滑な道路交通と地域住民の快適な生活環境を確保することを念頭に置きまして実施してきたところでございます。

「課題と問題点をどう認識しているか」であります。課題としましては、除排雪機械を運転するオペレーターの高齢化等に伴いまして、熟練した除排雪作業を行う人材の確保と育成が必要となっているところでございます。より迅速で的確な除排雪作業が行われるように委託事業者と連携いたしまして、人材の確保と育成のための情報提供を行うなど、支援に努めてまいりたいと思います。

「平成 28 年、29 年度の落札率とコスト削減」…これについて答弁させていただきたいと思います。

この業務につきましては、入札による落札ではなくて、随意契約による契約でございますので、落札率につきましては、予定価格に対する見積り金額の率を開示すると、次年度の見積書提出に影響を及ぼす可能性がありますことから、開示は差し控えさせていただいているところであります。

次に、「コスト削減と直営時との比較検討の結果」についてでございますが、全面委託前は、直営と委託路線の区分があったことに伴いまして、郊外を担当していた委託事業者は、郊外除雪の際に市街地を除雪せずに通過するというロスがありましたが、全面委託することによって、郊外除雪の際も市街地を除雪しながら、効率的に除雪作業を進めることができるようになったところでございます。

これらを基にしまして、全面委託を行う際に検討した、平成 27 年度実績と平成 28 年度の見込みの比較といたしましては、全体で 2% 程度のコスト削減となっておりますが、その後の各年度における比較につきましては、降雪状況の違いなどがありまして、詳細が複雑なこともあり、行っていないところであります。

そして、「2 シーズンの実態と実績を踏まえ、民間委託が町民に理解を得られているか」についてでございますが、町民の皆様からは、「道幅が狭い」、「排雪が足りない」などの苦情があった一方で、「交差点で立ち往生する車が非常に少なくなった」、あるいは「国道や道道との段差が改善された」などの意見が寄せられているところであります。

今後も寄せられた様々な意見を真摯に受け止めながら、全面委託に伴って構築された除排雪体制によって、効率的で迅速な除排雪作業の実施と住民サービスの向上が図られるように最大限努力してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 既存の…現状から何かを変化する場合ですね、いろんな問題だと

か、課題だとか、苦情だとか、そういうのがあるということはございます。

民間委託の…通常いわれているのは、サービスの質の向上、それからコストの削減、これが民間委託にすることだと思います。

そんな中で、執行機関というと大変失礼な話だと思うんですが、いろんなお話を今されておりましたけど、民間委託の成果というところを…これ確実に今、この2年間で踏まえて出ているということで町長はお考えでしょうか。先ほど答弁にもあったんですが、民間委託の成果が確実に出ているということで理解しておりますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これについても、一概に…再分析したわけでもございせんし、これについてはそれぞれアンケートも取ってございせんけれども、これまで建設水道課が担当して、大変雇用等で苦労してきたという面もあります。

そして、民間の持っているいろんなネットワークですね…横連携、こういうところがなかなか行政ではできなかったところ、こういうところが反映してきたんではないかなと思っています。

住民の方々が…通年をとおした中で、一番苦情が出る、あるいはまた要望・要請がくるというのは、この除雪、排雪というのが一番大きいんじゃないか。これは積雪寒冷地のどの地域の住民アンケートを見ましても、それが一番大きいという結果が出ております。北海道庁のアンケートでもそれが一番でございます。

そういう意味では、最優先に…こういう行政サービスが滞らないように、きめ細かに委託した事業者と連携して進めていきたいということ…先ほどの答弁と重なりますけども、答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 今、町長言われますとおり、これは非常に住民の方に密接、密着しているんで、いろんな要望が多いと思います。だからこそ、いろんなところで住民の関心が非常に高い…本当にすごく高いと思います。そういう話は皆様直接、間接的に聞きになっているかと思うんですが、現在、実態ですね、下川町の中には協同組合がいくつかあります。協同組合は目的がございます。自分たちが保有できないものを協同組合で保有するとか、仕入れを共同でやるとか、それなりの協同組合の目的があります。下川町においても、4つか5つぐらい協同組合ありますが、そこで人材を自ら確保して、協同組合が採用して、そこで事業を展開しているというところが多いです。

実際、実態として、今委託している協同組合というのは何人職員を置いてやっているのでしょうか。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

協同組合で何人採用しているかという部分につきましては、手持ちに詳細な資料がございませんので、この場では明確なお答えはできません。申し訳ございません。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 私が思うのは、先ほどあった目的と手段というのを…これ私自身もそうですけども…しっかりと見定めて、何の目的で誰のためにやるのか、そのための手段としてどうするのかというところがあると思うんですね。

そうしますと、多くはないですよ…多くはないですけども、町民の中には直営でやった方がきめ細かに住民の要望に対応できるんでないのかなという意見があるのも事実です。

そんな多い話ではないです。でも、除雪に対して熟知している人たちはそういう意見もございます。

そんな中で、いろいろですね…民間委託する技術…問題は組織ではなくて人だと思うんですね。除雪していく場合はオペレーターがいて…人が運転していくわけですから、その人の技術がどうかということになると思います。

そうすると、その人たちに適切な支払いをしながら、その人たちを…民間で育成するのか、行政が育成するのかというのがあると思うんですが、人が…ここに書かれているとおり…民間に委託して…先ほどあったとおり人が十分でないとか、大変だとかというところがあるかと思います。そんなところが一つあるかと思います。

それと、もう一つはですね、これ…いろんなところを調べてみてください…比較ができないというんですけども、もちろん全て単純に比較できるものではございませんが、メーター当たりいくらだとかですね、これまた要件が違うから、そういうところで公表したりですね、確認をしてみたりするところがあります。

さらに、これは随契ですから、御承知のとおり随契といいつつ…ルール上2社から見積りを取らなければいけなくなっております。特別な事情がある場合は別ですよ…そうするとしっかりチェックをしていくというところが…ルールどおりしっかりやるというのが基本だと思います。

是非そのへんですね、先ほど町長が言われましたとおり、要望、町民の方の関心が非常に幅広く持っておられます。そのへんを、先ほど言いました…何が最適なのかというところを、本来であればそういうところを踏まえながら委託に発するところでしょうけども、まだまだ課題、問題点があると思いますけども、そのへんを十分精査しながら30年度の方針を決めていただいて、30年度が遺憾のないようなかたちで取り進められることを切に要望いたします。

それから、3 点目でございます。

自治基本条例の改正と倫理条例化について。

御案内のとおりこれは町長公約でございます。そんな中で見直しをしておりますけども、その結果と方針、町民への説明責任。

それから、倫理条例についても、結果、それから説明責任、このへんについてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 三つ目の大きな質問であります。その前に、除排雪の関係で、基本的に委託にいたしましたけども、どうしても日本の流れというのは公から民へという考え方がございまして、指定管理者制度もその一環であります。

そういう意味では、民間が持っている技術やシステムや人材、こういうところを有効に活用しながら、より良い行政サービス…いわゆる公共サービスというところを進めていく必要があるのではないかと。

もう一つは、自助、公助、共助という言葉がございすけれども、コミュニティ活動というのがしっかりされてきて、お互い相互扶助をしていく、こういうところをもう少し誘発することができたらということで考えております。町内会…いわゆる公区の中で助け合うという、そういう精神をもう少し育んでですね、そしてお互いが除雪や排雪の協力体制をつくっていく、こういうことが必要ではないかと。

もう一つは、協議会を民間の方々に立ち上げていただきました。相互に情報交流や情報共有をしようということで立ち上げていただいたわけでありまして、最近でも新しく除雪をやられる個人事業者の方々が出てきたということで聞いております。こういうところも行政としてはどういったサポートができるのかという、こういうところを今後も議論をして、いろいろ施策を考えてまいりたいなと思っている次第でありますので、御理解いただければと思います。

それでは、自治基本条例改正と倫理条例化についての御質問にお答えしたいと思います。

下川町自治基本条例につきましては、平成 19 年 4 月に施行し、町の憲法として位置づけられているところでございます。

「条例の見直しの結果と方針、町民への説明責任はどうか」ということでありますけども、平成 27 年 6 月定例会から、数度にわたりまして御質問をいただいている自治基本条例の見直しにつきましては、平成 28 年 2 月に職員プロジェクトを設置いたしまして、論点整理や現状・課題の洗い出しと共有を進めてきたところでございます。そして、平成 28 年 12 月に取りまとめを行い、平成 29 年 1 月からは自治基本条例検討町民会議を設置いたしまして、8 名の町民の皆さんに議論をしていただいたところであります。

議論の結果については、情報提供の仕方についてのほか、6 項目についての意見を頂いたところであり、その結果を受けまして、条例の見直しの考え方を整理したところでございます。

その後、議会での自治基本条例の見直し案との協議等を行ったところでありますが、更に協議を深める必要があると判断し、議案上程には至っていないのが事実であります。

次に、「倫理条例の制定に向けた検証結果と方針、町民への説明責任はどうか」についてでございますけれども、下川町自治基本条例第 24 条に基づきまして、下川町長等政治倫理規程を平成 27 年 10 月に制定いたしました。これには町長、副町長及び教育長の職務の遂行において、廉潔と公正、公平を保持するために必要な倫理及びこれを確保するための手続きを定めさせていただいたところであります。

条例ではございませんけれども、規程では政治倫理基準や町民の調査請求権などを定めてございまして、必要な事項は網羅されていることから、町民への責任は十分果たせるも

のと考えているところでございますので、条例化は今のところ考えてございません。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） まず倫理の話なんです、規程を設けているんですが、町長…自分が取るといいますか…土俵を自分でつくってそれで問題ないというのはいかなんでしょうか。倫理というのは、町長、副町長、それから教育長の話なんです、その倫理を…自分で土俵をつくって、網羅されているからこれで問題ないと。そもそも前提…そういう意識というのはいかななものなのでしょうかとというのが私思います。

それから、前にもお話したとおり…自分に関わることは自ら裁判官になってはいけないというのが民主主義の原則ですよ。大変厳しいことだと思うんですけどもね。

それから、町民会議を数回開いております。今のやつを先にお話させていただきますと、町民の方が、規則をつくっても…パブリックコメントを実施してはどうかとか、何となく分かりますが…踏み込んだ言い方はできないんでしょうけども、パブリックコメントを実施したらどうか…規則ですよ。それから、審査会で審議いただくと…これ規則にも書かれているわけです。審査会を開いて…その審査会の委員は公募で…町長が自ら委員を任命してということではなくて、委員は公募で選出してと…これ町民会議の中から意見が出ているわけです。それを基にして…町民の意見等踏まえて、基本的な理念を踏まえてお話をさせていただいているんですが、規則をパブコメで取るのかという話があるんですが、そういうことだということですよ。町民の皆様はそうだということです。そこを理解していただいて、それからこれ町長の選挙公約で、基本的には自治条例…これ3年間いろいろやられているわけですね。説明責任というのは、町民の方の会議を5回ぐらい開いて、基本的なものを出しています。自治条例の適正な運用を目指す方策、それから一部改正の概要…これパブコメ出してやっています。そこに書かれているんです。町が、そういうふうな意見があって、そういうふうにします。方針は調査審議会をいただく云々…、さらにはこれを書かれているわけです。

何か厳しいことを言って…とらわれがちですが、私が言っているのは、自分自身では…先ほどお話したとおり、根拠を持って言っているつもりでございますし、行政側が言っていることに対してそれがどうなのかというところを聞いているわけでございます。

先ほどちょっと説明があったかと思うんですが、上程に至っていないということなんです、これ…30年度に上程する予定はあるんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 本来は3月の第1回定例会で上程をしようということでしたが、まだ議会の皆さんとの詰めができていなかったというのがありますので、今後協議をしてまいりたいと…できれば30年度に上程をできれば非常によろしいのではないかと考えておりますが、これは協議の進み方次第だと思っておりますので、今後もいろいろとそういう場を設けさせていただければと思っています。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは、私…さきの話ですね、こういう町民の意見もござい
ますので、ちょっと御披露させていただいて、最後、総括でまとめさせていただきたいと
思います。

やはり目は定住とか移住に移っていくのは当然でございます。ただ、入ってくる人はも
ちろんいるんですが、一方で出ていく人も非常に多い…前にもお話ししましたとおり…そこ
の歯止めをかけなければという話をされたんですが、最近の意見で…もちろん気を付けな
ければいけないのは、突出して…尖らせて言って、それが独り歩きするというのは危ない
話ですから、そういうことではなくて、移住・定住を増やすということがあるんですけど、
雑に感じると…移住・定住策がですね…というのが一つあります。

それから、金銭面の問題もあるんですが、先ほど言われました…もし汗をかいていくの
であれば、御案内のとおりどこに住もうと…基本的人権に関わる話ですから断言はできな
いですが、コストもかかる、教職員含めた通勤者が非常に多い、さらには高齢者の住み続
けたいと…先ほどもありましたが…住み続けたいという要望はございます。そんなところ
をやっぱり…定住条件、移住でなくて定住条件をしっかりとそろえてやるというのが必要だ
と私は思います。

私は、アンケートを…今までの経験則も踏まえて…アンケートを踏まえて、今の下川町
の現状…だからといってそれをどう…皆さんで下川町が良くなるために改善していくか
ということですが、先ほどありましたとおり、下川町は本当に特筆する先人の皆様、そ
れから諸先輩、それからいろんな意味ですごく苦勞され…御勞苦があったと思います。

合併の問題、それから人口の減少で全国4番目になった減少率の問題、北海道で1…非常
に苦難のところに町民の方が一つになって…独楽と遠心力の話を例に挙げて分かりやすい
言い方をさせていただきますと、そういう中で町民の方たちが、それを自ら危機感を持ち
ながら独楽を回して…行政も一緒に、ある時は先導し、ある時は町民と一体、ある時は町
民が、それで独楽を回して…その独楽を回したのが遠心力となって外に向けて飛び出して
いって、それが高い評価になって、いろんな指定を受けて、評価を得ている。

今回のSDGsの選定に当たっても、その遠心力が働いていると。これは先ほども言い
ましたとおり、諸先輩、これまで築かれた皆様のお蔭だと思います。

そんな中で、アンケートを見たときに、住み良い…移住したいという人たちが増えてい
ると…これ事実です。そうすると、今まで回してきた独楽が…軸がぶれてきていると。外
向けには遠心力で評価を得ているんですが、地域の中の独楽を回す力、これの軸がぶれて、
いずれ遠心力も…延長線上で動いていくんでしょうけども、そういうふうな今…下川町の
地域の実情、現状だと思います。

先ほど言いました町民意識調査から…これ大変重要なものでございますので、是非しっ
かり熟読されてですね、クロス集計をすれば、何が問題で何がどうかというのが明確に出
てくると思います。

懇談会を開くのももちろんそれは重要だと思いますけども、是非、貴重な意見でござい
ますので、精査をしていただきたいと思います。

以上、要望、希望を伝えまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、議席番号3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） それでは、予防医療の充実ということで、昨年6月、第2回定例会の一般質問で、最も有効な胃がん予防対策であるピロリ菌の検査と除菌治療を若い世代の中学生を対象に実施されるよう求めました。町長からは、実施している他の自治体の事例も参考にしながら情報収集してまいりたいという答弁がありましたが、進捗状況を伺いたいと思います。

また、難病による治療で、乳幼児、また子供の時に受けたワクチン接種で体内につくられた抗体が失われ、再度予防接種をしなければならない。しかし、ワクチンの再接種の費用は全額自己負担になっております。本当にまれな事例ではありますが、病気を持つ親の経済的負担軽減のためにもワクチンの再接種費用の助成を強く求めたいというふうに思います。町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の予防医療の充実についての御質問にお答えしたいと思います。

道内市町村における中高生に対するピロリ菌検査・除菌の実施状況につきましては、道の調査において、平成30年4月現在、53市町村で実施している状況でございます。

町のがん対策につきましては、国のがん対策基本法に基づき、町民を対象に各種がん検診等を実施しております。

ピロリ菌検査につきましては、「個人の判断により、任意の受診を妨げるものではないが、市町村が実施する住民を対象とした対策型検診としては推奨されない」と、国立がん研究センターの「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」で報告されており、有効性については様々な意見があるところでございます。

また、中高生の若い年代につきましては、有効性や安全性が確立され、保護者や本人が不安なく、ピロリ菌検査・除菌を実施できることが望ましいと考えております。

国も科学的根拠に基づいた対策について検討しているところであり、今後も国が示す方針を踏まえ、ピロリ菌検査・除菌について慎重に検討をしてまいります。

次に、「ワクチンの再接種」についてでございますが、予防接種につきましては、病気にかからないように免疫をつけること、かかった場合の重症化予防、感染の拡大予防という目的がございます。

予防接種法による定期予防接種は、市町村長が実施することとされており、町が実施している子供の予防接種につきましては、接種対象年齢の間は自己負担なく受けられる体制を整えております。

白血病などの治療等において、予防接種により得た免疫の効果が、低下又は失われ、再

接種が必要となるお子さんがいるということは認識しておりますが、再接種につきましては任意の予防接種となり、経済的負担を伴いますが、国の制度改正には至っていない状況であります。

一方、再接種に対する助成を実施している自治体もございますが、対象年齢や助成内容等が異なること、また、健康被害の観点から、効果や副反応のリスク等を十分認識し、医師と相談した上で接種することが望ましいと思われますので、現在のところ助成をする予定はありませんが、今後も国や他の自治体の動向を把握してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 昨年も同じような答弁がございました。私は、子供の将来のがん予防が重要であるという点からですね、昨年は様々な事例を通して質問いたしました。

前回の質問で…今言った様々な事例を挙げて質問したわけですが、町としても他の自治体とか、または奨励されている大学の先生などの…どこまで調査して、そして議論されたか、参考までに伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 昨年、斉藤議員から御質問があったとおり、世界保健機関…WHOなんですけれども…そこで 2014 年に胃がんの 8 割はピロリ菌の感染が原因とみられるとして、各国に除菌などの対策の検討を進める報告書が発表されたということです。

その後、日本ヘリコバクター学会では、中学生以降では早期の除菌が望ましいと提言もされているところでございます。それを受けて、各自治体において中高生の検査、除菌の実施の動きとなっているかと思われます。

今の段階では、おそらく 53 市町村ということで報告ございましたとおり、あくまでも臨床研究の一環として実施している自治体が多いのではないかと考えております。

一方で、ピロリ菌感染者が必ずしも将来胃がんになるわけではなく、若い世代の除菌が胃がんを減らす効果はまだ実証されていない状況と私どもは認識しております。

除菌薬には下痢や味覚異常などの副作用が報告されておりまして、胃炎などの症状が出ていない段階での除菌には慎重な見方があるのも事実でございます。除菌する人が増えれば、確率的に重い副作用が発症する人も出てくる可能性も否定できないということで、感染している人で無症状の健康な人への積極的な除菌が無用な害を…恐れもあるという意見もございます。

町としては、いろいろ検討してきておりますけれども、国や北海道のがん対策の推進基本計画等の今後の動向を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 私もですね、今答えられた方も、専門家じゃないから、本当にこういう学会の先生方のお話などを伺いながら、それを参考にしながらやるんですが、今言われた…全ての胃がんがですね、ピロリ菌によるものではないというふうに言いましたけども、これはWHOの下部機関のがん研究所が、ピロリ菌ががん発症の源というか…こういうふうに報告されているんですね…専門家が。

そして、なぜ中学生にやるかという、5歳ぐらいに家族間で感染したものが、10年経って、大体中学生ぐらいが…まず胃の粘膜が萎縮していない…この状態で一番体に負担のないときにピロリ菌の検査をして、陽性反応が出た人に限って除菌の治療を行うという事業ですけども、ここが一番大事で、下川も40歳以上で任意でピロリ菌の検査を受けられることはありますけども、40歳になったときは、ピロリ菌が検査で出た場合、除菌はできるんです…血液検査とか、胃カメラ飲んだりですね。ただし、その時はかなり胃の粘膜が萎縮している状態になっているということなんです。それで若い中学生…特に中学校2年生から3年生が、早い時期にピロリ菌の除菌をやるというこういう事業になっているんですね。

ですから、確かに国の対策型検診としては奨励されていません。しかし、子供の将来のがん予防と、もう一つは先ほど言いましたとおりですね、なぜ5歳ぐらいのときに感染するかという、これは前回と重複しちゃいますけども、家族間の感染なんですよ。お爺ちゃん、お婆ちゃんからお父さん、お母さん。お父さん、お母さんから子供。今の子供がもし感染していた場合ですね、成人になって結婚して、またお子さんが父親、母親になった時に子供さんに感染していくという、こういう話なんです。この連鎖を止めるためにも非常に大事だというふうにいわれているんですね。

去年、事例で挙げました、北大の…当時は特任教授でありました浅香先生、今は北海道医療大学の学長をされていますけども、この方が先日、北広島で講演を行いました。やはり言われているのは、若い世代…中学生のときに検査をして、陽性反応が出た場合は除菌すると。これの効果というのは、例えば10年先、20年先かもしれないけども、中には高校生のとき…10代後半のときにスキルス胃がんといって、非常に進行が速い胃がんがあるんですけども、がんは胃がんに限らず、若い人の場合は本当に進行が速いというふうに言われておりますが、これが発症するという。そこもあるんで、この中学生のときにやった方がいいと。

もう一つはですね、じゃあ高校生はということになるんですけど、例えば高校に行かない子もいるし、いろんな事情があって…いろんな子がいるということで、中学生までの義務教育のときにやっていってはどうかと。

もう一つ…長くなりますけども、去年もちょっと挙げましたが、佐賀県では県単位でピロリ菌検査を…県の中学2年生を対象に行った…これ去年お話をしました。

その時にですね、この検査を…当時の佐賀県の知事と進めたのが、佐賀大学医学部の垣内さんという先生ですけども、垣内さんがどうして中学生にやったかという、一つはですね、先ほど話した一つ…これあります。もう一つは、学校現場に…先生方に負担をかけさせたくない。それで行ったのがですね、中学校では毎年春に尿検査というのがありますよね…学校健診かなにかで。その残りの尿を検査に充てる…それは任意ですから、同意された方ですけども…そして検査を行うというやり方です。これは尿中抗体検査というも

のですけども、こういうふうにすれば学校現場も負担がかからないということで行った。

これをですね、昨年、小児学会の診療ネットワーク会議というものが行われまして、そこで先生は始めた出発点から、そして今の…やって2年間の体験の発表をされたわけなんです。こういうところもよく調べられて、そして先ほどの答弁なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） お答えいたします。

斉藤議員が仰ったとおり、中学生を対象としたピロリ菌の公費助成なんですけども、やっているとこにつきましては、主に尿中抗体検査によるものが多いと聞いております。

その結果、陽性の場合、2次検査で呼気検査等を行い、陽性の場合には除菌を勧めると聞いております。

未成年者に対する検査の除菌については、成人と異なり、保険診療でなかなか行うことができないために、全て自己負担となることであります。

先ほど私が答弁しましたけども、中学生からピロリ菌検査を行うことは、感染を知らずに胃炎とか胃がんになることは予防できます。そして自分の子供に感染させることを防ぐことができるという大きな利点がございますけども、一方では検査や除菌に対する本人、保護者の理解や、除菌に投与される抗菌剤の副作用等の問題で、学業への影響も懸念されることから、やはり保護者、学校現場などと十分相談、協力体制の構築が必要と考えております。

やはり、まずは国や北海道の動向を踏まえ、公費の負担の範囲だとか、検査や除菌の治療を行う機関の体制、副作用が生じた場合の対応、そして関係者の共通理解、課題解決を図りながら実施の可否や事業の優先度なども含めて、町における健康推進や疾病予防等の全体的な事業のバランス等も勘案しながら検討すべきと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 今ですね、副作用のことを話されましたので、ちょっとお話しします。

副作用というか、薬を飲むために…1週間ぐらいですけども、どうしてもお腹の弱い方は下痢とか蕁麻疹…この二通りがまだ報告されてますよね。それは予想されたもので、薬で1日、2日で治るという…副作用といえば副作用ですけども、中には体質的なものがあったということもありますけども、あくまでもこれは任意ですから、親御さんの同意を得た中で行われるわけなんですけども、担当課からもある程度…したんですけど、国の動向、国の動向ということばかり言われますけども、国の動向がなかったら町は何も進めないのかというふうになっちゃうんですけども。

今、北海道…大体50なんぼですか…去年から10ぐらい増えてますけども、これは勝手に

…気ままに国の動向を無視してやっているのかというふうになりますけども、下川町はほかのことでは先駆的なことが好きな町で…というふうに言われますけども、医療だって僕は大事だと思うんです。先ほど同僚議員からいろんなアンケートのお話がありましたけども、医療については重要だという答えの中で、じゃあ満足度はどうかといったらぐっと下がってしまう…そういうアンケートの結果も出ていますよね。

話が横に逸れましたけども、先ほどですね、何でこの佐賀大学の垣内さんが、昨年、小児科の先進治療協議会で体験を発表されたかというのと、去年も言いましたけども、大体6,970人でしたか…一昨年、佐賀県で受けた…それで陽性反応が出たのが大体2%から3%ぐらい。これちょっと…去年と同じことを話しているんですけども、それに基づいて、その中でいろんなデータが出ていますよ…副作用のことも。そういうことも含めて、こういう事例発表しているわけですから。それを一まとめにして、道の意向を見る、国の意向を見る…それは非常に大事でしょう。だから、この垣内さんが言っているのは、佐賀大学の医学部と、これは小児科だけではできないんで…消化器ですから…そこの先生方、それから学校教育関係、いろんなところと協議しながら進めたということなんですよ。

だからもちろん…下川町でもしやる場合は、お医者さんの中でも…先生によってはちょっと推奨したくないという先生もいるし、また推奨したいけども、そこの自治体のトップがうんと言わないと…そういうところもあるし、様々です。

それでですね、今年度から取組を始めた事例を述べたいと思います。

これは後志の仁木町ですけども、ここは大体下川と人口的にほとんど同じで、現在3,314人ですか。中学校は2校あって、その中で今年度だけは中学校2年生と3年生、合計で77名いらっしゃるそうです。それで任意なので同意を得た54名の方がピロリ菌検査を行いました。これは今年度、24万円予算計上されまして、検査のお金と陽性反応が出た場合の…それを含めて…検査と薬の費用です…これが24万円。それで54名に検査を行いました。陽性反応が出た方は、先ほど僕が言いました…大体2%ちょっと。それで今は呼気検査を再度行って…ここも同じく春の学校で行われる尿検査ですか…その余ったものを使って検査を行った。仁木町の町内に個人病院があって、その先生が消化器内科ということで全面的に協力していただいて、それで今年度から。これですね、ちょっと調べましたけども、去年の3月に議会で提案されて、今の町長が1年かけていろんな研究されて、今年度からということで、本当に自治体としては非常に早く事業を行ったところであります。

ここもですね、先ほど言ったとおり、国としては奨励されていないということが…これはもう前提です。これはよく知っていると…対策型検診としては奨励されていないのはよく知っているけども、やはり子供の将来のがん予防が最重要だということで、自分の町の子供は守っていききたいという、それと先ほど言った連鎖…これは田舎へ行けば行くほど、家族間の感染というのは高いらしいです。それで仁木町としてもやっていくという…。

僕も行くことはできないので、電話でいろいろ調べたことをちょっと簡単に言いましたけども、こういうやり方であればできるんじゃないかというふうに思うんですね。

例えば検査だけは…無ければいいんですから、もしあった場合にそこで断ち切ってあげるということをやった方が…やるべきじゃないかというふうに僕は本当に思うんですけども、再度答弁いただけますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今の段階で…ちょっと町としてもまだ少し…これを進めるに当たっての疑念があると、課長からも答弁いたしましたけれども、そういう意味では医師や保健士…そういう関係者ともう少し詰めていく必要があるのかなと考えております。

確かに50を超える自治体が道内でも進めておりますので、仁木町の事例を今お話いただきましたので、他の自治体もどのような状況かというのを確認しながらですね、今後、下川町としてどういうスタンスを持っていったらいいかというのはしっかりと確認していきたいなと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 今町長の答弁があったとおりですね、確かにいろんな機関との調整も大事だろうし、協議も大事だろうし、まず何より大事なのは父兄の安心感というか…それももちろん非常に大事だということはよく分かっています。そこを含めてですね、町としてどうやって…胃がんというのは日本では第三位ぐらいのものですけども、全部が全部かかるわけではないですけども、でも胃がんにかかっている方…罹患者を調べたら、98%は胃の中にピロリ菌が存在しているという報告も出ているということは…これは事実だと思いうですね。そこも含めてですね、再度調査したり、関係機関ともお話をしをしてですね、できればする方向にしていきたいというふうに求めたいですけども、時間がかかるんでしょうから、また機会をみて、いろいろ報告を求めたいと思いますが、是非良い方向に…やっぱり町長が言われている健康長寿という意味からも、30 年、40 年先じゃなければ結果が出ないから分からないじゃないかという…そういうことではなくて、やはり少ない人口であっても、また少ない子供たちであっても、将来町外に出ようと、町内に残ろうと、我が町から出た子供たちのことは将来にわたってできる限りことはやっておこうという、そういうお気持ちで是非考えていただきたいというふうに思います。

次にですね、先ほど質問しました再接種、難病といわれている…これは抗がん剤治療を行ったりした場合にですね、やはり抗体が失われる。これはそういう子供が出ないのかというとそれは断言できないし、出た場合はどうするのかと、そういう意味で…ある意味あらゆる人を視野に入れるというか…いろんな方がいます。よく言われている誰一人取り残さないという…その中にこの病気を抱えた親御さんたちのために、ある意味そういう先進的なことを我が町の医療体制の中に取り入れていくということも僕は非常に大事だというふうに思っているんですね。

これは名古屋の事例です。名古屋でこういうお子さんを持った家族会がありまして、その方たちがこういう時に自己負担でワクチンの接種を受けた…大体20万円ぐらいかかるそうですけども、そんな中でいろいろ相談して、そして名古屋市議会で声を挙げた中、今の河村市長ですか…数は多くないけども…そういうことは知らなかったと…まず市でやっていこうと。それから愛知県の近隣でも、調べたらやはりそういうお子さんを持つ方がいて、自分たちは自己負担でしてしまったけども、これからの…そういう子育ての方が出てきたときに、是非そういう体制をつくっていただきたいということで行っています。

これは先ほど言ったとおり、我が町に今いないからいいじゃないかではなくて、将来出てきた時に対応できるように、あらゆる人を視野に入れて、そういう体制をつくっていくという…整えておくという、そういうことも非常に重要だというふうに思いますけども、何かありましたら答弁いただけますか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 我が町の状況も少し調査してみなければなりませんけれども、いずれにしても優先順位の中で予防接種等をどういう位置にしていこうかということがこれから求められてくるのではないかと思います。

子供や我々大人もそうですけども、例えばインフルエンザ一つにしても予防接種等の機会を設けておりますけれども、こういうところも優先順位では非常に高い、そしてまた感染拡大が非常に大きいということがありますので、こういうところを重点的にやっているというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、議員が仰るようなところというのは、うちの町としてどのような意思関係にあるかというのもしっかり確認をしてみたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） それでは、次に移ります。児童生徒の安全対策の推進について。

近日、不審者情報等もある中、児童生徒の登下校における通学路の安全点検は充分なされているか。または検証すべきではないでしょうか。

また、学校本体も含め、子供たちが集まる場所等に防犯カメラ等の設置の拡充を行う対策が必要ではありませんか。

そして、警察が発信している不審者メールというものがあります。それをもっと活用して、事前に住民に周知することも重要ではないかと思いますが、町としての安全対策の考えを伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 児童生徒の安全対策の推進についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、「登下校における通学路の安全点検は充分なされているか検証すべきではないか」につきましては、教育委員会が平成22年度から委嘱しているスクールガード・リーダーが月に1回程度であります但巡回し、小中学校の通学路の安全点検を行っているところであります。

また、小学生の登校時には、婦人交通安全指導員の指導や、下校時には、高齢者元気会がボランティアで見守り活動を行っていただくなど、登下校時の安全対策に努めているところでございます。

次に、「防犯カメラの設置の拡充対策」についてであります。現在、小中学校では、児童生徒在校時には入口を施錠し、カメラ付きインターホンで訪問者を確認した上で開錠するなど、児童生徒の安全確保に向けた対策を行っております。

学校以外の子供たちが集まる場所への防犯カメラの設置につきましては、様々な課題もありますことから、今のところ計画はございませんが、効果等を検証し、必要かどうか含め検討してまいりたいと思います。

さらに、「不審者情報を活用した事前周知」についてであります。不審者情報があった場合には、幼児センター、小中学校、商業高校などに連絡するとともに、行政告知端末や学校の連絡網などを活用して、可能な限り早い段階で注意喚起情報を周知するとともに、必要に応じて集団での登下校や保護者による送迎をお願いしているところであります。

また、交通防犯協会や公区、警察、関係課などと情報共有し、連携、協力を得ながら、防犯対策を講じているところであります。

今後におきましても、さらに関係団体等と連携を図りながら、児童生徒の安全対策の推進に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 防犯カメラについてはですね、これは総計の方からもそういう要望というか…必要じゃないかというお話があったと思うんですが、この点どうですか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 防犯カメラの設置につきましては、総合計画審議会の中でもそういう議論があったということは承知してございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 今の答弁のとおりなんですよ。

まず、学校本体…これは僕もお邪魔しましたけど…確かにインターホンで自分の顔が向こうに映るんでしょうけども…これしかないですよ…小学校も中学校も。

それと、フレペはですね、今、遊器具があって、町の子供さんもよく行くし、町外からも結構来ます…駐車場も完備されていることもあって。そこにいて見ていると、子供さんが来て、子供さんだけは一目散に遊具の方に走っていく…お母さん、お父さんはどこに行くか…フレペの中にトイレとかありますから…そっちに行ったり、買い物をしたり、見ている親もいますけども、見てない親の方が多い。子供がああを走り回っていますけども、あそこは知っているとおり木材でつくられた良い器具ですけども、そういう影とか…本当はこんな世知辛い世の中でなければ、そんなものは必要ないんですけども、先日もあった、学校の下校時か…そこははっきり情報は流れていませんけども…そういう不審者情報の例もございました。やはりですね、うちの町は安全だから一切ないというんじ

やなくて、安全対策…予防対策です。そのために例えば今言ったフレペとか、ターミナルの並びの公園…それから末広の公園は地元の子供が多いです。そういうことも公区の方からきちっと情報を入れてですね、是非防犯カメラを…例えば映されるのがいやだとかあるかもしれません…これはもう防犯カメラというのが始まったときからあった議論で、そっちを取るのか、それとも子供さんを守るためにどうするのかという…それこそ町長がよく言う優先順位ですよ。

それと、今言った子供の集まる場所…目の前にある児童クラブは大丈夫か…そういうことも含めて、お父さん、お母さん方にいろいろな情報を聞きながらやっていくことが大事だと思うんですよ。紙で送られてきたいろんなアンケート…それももちろん大事…だけでも現実にはそういうお父さん、お母さん、また公区の方から要望を聞いたり、例えば今スクールバスを利用されている方は、一の橋が中学生3人の小学生が6人、上名寄が中学生3人の小学生が7人、溪和が中学生2人の小学生3人。これもですね、国道から外れた家はなるべく家の前まで送るようにしているということを聞きました。ただ、冬期間は行けないので、どうしても国道で降りてもらうと。国道で降ろす場合もですね、公共のバスが使っている…道路から一回入るところがありますね…そこに停めて、そして降ろす。要するに国道の車線の中でハザードを点けたりして…本当は家の前までやりたいんだけど…危険度がある…それはよく分かります。でも、中にはですね、降ろしたところから100m、150mのところまで歩いて行かなくてはならない子供さんもいらっしゃる。不審者は何するかといったら、やっぱり単独でいる子供ですよ。こんなことを議会のところで話したくはないけども、やはりそういう社会性に反した人間もいるということですよ。そういう時に子供をどうやって守るのか…今スクールバスに関してはそういうことを述べましたけども、そういうことは分かっているけども、そうしたらこういう方法もないかなというふうに考えた方が僕はいいと思うし、考えたことが…もっと言うと…あるのかと、そう思うんですけども、どうですか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

子供の安全の確保に関しては、最重要課題ではないかなというふうに私は思っております。学校の方との事前協議の中で判明したことを少しお話させていただきたいと思います。

不審者対策に関しましては、過去…ここ3年間で3件ほどあったというふうに承知をしております。28年度が2件、29年度はゼロ、本年度が1件というような状況でございます。

もう一方で、学校の方との協議の中で、子供たちも敏感…過敏になってきている部分もあるんじゃないかというのもあります。例えば「おはよう」「めんこいね」と言っただけでも、それを不審と感じる子供さんもいると。あるいは買い物に行って、帰ろうとしたら、なんか後ろから車がつけてきたような気がするというふうな具合で、やはり取り方というのは子供さんによっても様々な現状があるというふうに私は認識しております。

その中で、御質問の安全対策をするということでございます。これも学校との協議の中なんですけれども、学校内において不審者が侵入してきた場合であるとか…そういった場合については、こちら…手元にございますけれども…フロー図がありまして、そういった

対応の基本的な手順ですね、そういったものを定めている。あるいは校外でそういった不審者の出没があった場合の手順、こういったものも定めながら、できるだけ迅速に情報を的確につかみ、そして安全確保を図っているというのが現状です。

それから、カメラの設置に関してでございますけれども、これは検討の余地があるんですけれども、防犯カメラなのか、監視カメラなのかというところなんですね。

これもいろいろ議論されているところなんですけど、確かにカメラがあることによって抑止効果があったり、検証がしやすいということは、私はあると思います。

ただ、もう一方では、カメラの設置目的、あるいは場所等によっては、監視をされているというような意識を…子供さんもそうですし、それ以外の…地域の方も行き交うところであればそういった意識というものも出てくる可能性もありますので、そういった設置の取付けについては、やはり住民の皆さんとの合意形成、こういったものが大変重要ではないかなというふうに私は思っております。

ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、子供の安全対策、不審者に関してお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 確かに、防犯なのか、監視なのかというのは、空間の広いか狭いか、そのところになるんじゃないかと僕は思っているんですね。

例えば子供さんが大勢来るところというのは、これは防犯だと思うんですよ…監視じゃなくて。それと、教育長の答弁の中では前向きかなというふうに受け取ったんですけども、これは是非、小さい子供さん…フレペが代表するようなところをですね、再度、再考を求めたいというふうに思います。

それと学校の…先ほど言ったインターホンのカメラもですけども、そこもですね学校教育関係の方と相談しながら是非進めたいのと、スクールバスの件に関しては、これは事業者の方とどういうふうにしたら一番子供が単独にならないかということが…単独にさせないというそういう方法を是非お考えいただきたいというふうに思います。

後ですね、今教育長の答弁の中で、毎年行われている警察関係の方をお呼びして…時間を取られて、子供たちにお話をされています。要するに…全てじゃないですけども…声をかけられたら無視しなさい…みたいなね。僕も何回かここで話しましたが、確かに自己防衛のためには必要なことかもしれないけども、子供さん方がそういうことだけで育っていったらこれは大変なことだ。確かに道徳という時間があって、そこでやっているかもしれないですけども、やっぱり弱者に対して寄り添うということもきちっと教えていかなくてはならない。そういうことを教えないで、自分の身を守ること、それから声をかけた人が全部悪、困っていても知らんぷり、こんな子供たちが大人になったら大変なことになるでしょう。そこは僕は非常に大事だと思うんですよ…やっぱり。学校現場でそういうことをやっているなら、それとまた違ったこともやってあげるというふうに思うんですよ。

それから、ちょっと申し訳ない…先ほどワクチンの予防接種のことでちょっとお話ししましたが、僕は再接種のことを質問しましたが、予防接種に関しても…これはどこでもありますけども…我が町でも様々な意見があります。やはり町としても父兄の方に情

報提供するために、また違ったお話も…そういう場を設けてですね、いろんな情報が子供さんの親御さん方に情報として入って、そしてそれを基に親御さんが…予防接種を受けるのか受けないのか判断できるような場をちゃんとつくってあげる…何回かやられたことは知っていますが、特にこういう時機というものがあると思うんで、そういうのも病院関係の方と協議しながら、そういう方も呼んで情報提供をしてあげることも重要だというふうに思うんですけども…ちょっとあっちいたりこっちいたりしましたけども…どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは先ほど答弁したとおり、予防接種の立ち位置ですね。いろんな予防接種…やっぱりありますので、今議員が仰られたことについては、うちも調査しなければならぬのではないかと。現状の住民の方々にどのような影響を及ぼしていくのかとか、町としてどういうことができるのかという、そのへんはしっかり検証していく必要があるのではないかと考えていますので、それはまた確認をしてまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 防犯カメラですけども、検討していただくというふうに求めたいと思います。

今年度ですね…ちょっと大きいですけども…札幌市の場合は、人口も多いし…あれですけども、ここは防犯カメラの助成制度というのがあるんですね…つくられたんですね。

これは町内会からの要望があった場合、市として最高16万円限度で防犯カメラの設置を認める。うちの町もですね、防犯灯というのは公区が主でしょ。そういうやり方もあると思うんです。

そういう意味で、公区の方が一番…自分のところで、こういうところに子供がいて、よく集まってとか、そういうことはよく知っていますから、そのへんも是非協議というか…いろいろ情報をもらってですね、何もなければ一番いいんですけども、何かが起きてからではなくて、できることは町として取り組んでいくことが…先ほどの質疑の中でありました。やはり一人でも…そういうお子さんに何かあった場合は、多くの方が悲しむ。そういうのを予防するために防犯カメラの設置と、それからスクールバスに関しては、なるべく子供さんが単独にならないようなシステムなども考慮に入れて考えていただきたい、そういうふうに求めまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ただ今から、午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0 時 7 分

再 開 午後 1 時 2 9 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第 6 発議第 1 号「下川町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきまして、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 下川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

現行条例では、議会運営委員会の定数は、議長、副議長を除く 6 人となっています。これは議員定数が今よりも多く、常任委員会が複数であった頃の名残といえます。

現在では、議員定数が 8 人となりまして、常任委員会は一つで定数 7 人で運営しております。

また、特別委員会も都度設置されておりますが、そちらも定数 7 人となっております。

そうしたことから、こうしたことの整合性を取り、また、少数精鋭での議論を充実させるために、議会運営委員会の定数を 6 人から 7 人に改めるものです。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第7 議案第1号「下川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第1号 下川町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称「地域未来投資促進法」が施行され、地域の特性をいかして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業に対する集中的な支援が行われることから、町内事業者の設備投資等を支援することを目的に制定するものであります。

主な内容につきましては、町が策定し、国から同意を得た基本計画に基づいて実施される事業者による先進的な設備投資等に対し、固定資産税の課税免除を行うものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています、議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長(木下一己君) 日程第8 議案第2号「下川町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 下川町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 158 条第 2 項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるための課設置条例の一部を改正するものであります。

今回の組織・機構の見直しは、本町における持続可能な開発目標…いわゆる SDGs の達成に向け、関連施策を強力に推進するとともに、新たな課題等に対応する政策推進体制の構築と第 8 次行政改革大綱による行財政改革の着実な推進を図るため、課の設置及び統合を行うものであります。

改正の内容といたしましては、「環境未来都市推進課」を廃止し、新たに企画業務を一元化した「政策推進課」を設置するとともに、林業振興部門と商工観光部門を統合し、「森林総合産業推進課」を「森林商工振興課」とするものでありまして、施行期日を平成 30 年 7 月 1 日とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 3 号「下川町職員定数条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町職員定数条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 172 条第 3 項の規定により設置された、職員定数条例の全部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、職員定数の管理をより実効性のあるものとするため、各事務部局の定数区分及び職員定数の総数を改正するものであります。

また、今後の社会情勢や行政需要等の急速な変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定数総数の範囲内において、部局の定数を超えて増員ができる旨を規定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第 3 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 4 号「下川町環境未来都市推進条例の全部を改正する条例」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町環境未来都市推進条例の全部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、これまで本町が進めてまいりました環境未来都市に係る政策について、国連が推進する持続可能な開発目標…いわゆる SDG s の理念に基づき、更に発展させ、下川町における持続可能な開発目標の達成に向け、推進体制を整備し、先般策定いたしました「2030 年における下川町のありたい姿」の具現化を図り、誰一人取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能な地域社会を実現することを目的として、平成 24 年に制定いたしました「下川町環境未来都市推進条例」の全部を改正するものであります。

条例の主な内容につきましては、名称を「下川町 SDG s 推進条例」に改め、推進体制として、環境未来都市と同様に、町に推進本部を設置し、町民会議、評議委員会を設置するとともに、新たに SDG s に係る事業の実施及び普及展開等のための拠点として「SDG s パートナシップセンター」の設置等を規定しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 11 議案第 5 号「下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、各公区に設置しております公区会館等の一部を用途廃止することに伴い、条例中の別表を一部改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、3 公区会館の用途を廃止し、13 施設を 10 施設にするもので、用途廃止する施設は、「上名寄生活改善センター」「桑の沢会館」「溪和生活改善センター」であります。

これらの施設は、いずれも公区内に二つの施設があるところであり、近年、利用実績がほとんどなく、代替施設があること及び公区からの要望もあり、この度、用途廃止を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、副町長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、私の方から、議案第 5 号 下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げたいと思います。

提案理由でも申し上げましたとおり、三つの公区会館を用途廃止するものでございます。

条例中の別表から、昭和 53 年に建設をしました「上名寄生活改善センター」、昭和 55 年建設の「桑の沢会館」、昭和 52 年建設の「溪和生活改善センター」を削る内容でございます。

今回廃止する公区会館につきましては、平成 15 年の公区再編に伴いまして、公区内に二つの会館がある内の 1 施設を廃止するものでございます。

近年の利用状況や公区での今後の利用意向などを確認し、公区長連絡協議会へ説明するとともに、当該公区の総会において了解を得ているものでございます。

また、廃止後の土地、建物等につきましては、それぞれの会館ごとに建物の状況、あるいは立地の条件などが異なることから、それらを整理しながら、地域や町内事業者などから利活用の意向がなければ除却してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 12 議案第 6 号「下川町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の平成 30 年度税制改正の大綱に基づき、地方税法の関係法令の改正がなされ、中小企業の設備投資を支援する生産性向上特別措置法が施行されたことに伴い、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、わがまち特例に係る固定資産税の減額措置について定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっています、議案第 6 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 7 号「草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備新しもかわ地区受益者分担金徴収条例を廃止する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備新しもかわ地区受益者分担金徴収条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 25 年度から 29 年度までの 5 か年で実施された、草地畜産基盤整備事業道営草地整備新しもかわ地区の事業が完了し、受益者分担金等の徴収を終了したことから、本条例を廃止するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） それでは、私の方から、草地畜産基盤整備事業道営草地整備新しもかわ地区受益者分担金徴収条例を廃止する条例を御説明いたします。

それでは、議案第 7 号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

本事業は、起伏修正等の基盤整備を行い、自給飼料の生産性の向上及び購入飼料の減少、また、労働時間の縮減を図るなどの目的で実施した事業でございます。

事業費につきましては、総事業費 2 億 6,320 万円で、うち工事費が 2 億 3,440 万円、設計費で 2,880 万円であります。

負担区分につきましては、国が負担率 50%で 1 億 3,160 万円、道が負担率 25%で 6,580 万円、同じく地元負担が 25%で 6,580 万円です。そのうち…地元負担ですが…町が 4 分の 1 に当たる 6.25%の 1,644 万 9,000 円を負担し、農家が 4 分の 3 に当たる 18.25%の 4,935 万 1,000 円となっております。

次に、事業内容ですが、平成 25 年から平成 29 年度までの 5 か年で実施しております。

事業面積では、全体で 293.4ha を実施し、うち草地整備改良が 293ha で、起伏修正や種子の散布を行い、草地造成改良では 0.4ha の原野を草地とし、種子の散布等の整備を行っております。

受益者数は 5 件であり、分担金徴収につきましては、年度ごとに徴収し、平成 30 年 3 月 29 日に平成 29 年度分の徴収を終えており、これで全ての受益者の徴収が完了してございます。

なお、効果につきましては、本町の畜産業の生産額の推移を見ますところ、年々増加傾向にあり、本事業もこれらに寄与していると考え、効果が表れていると思うところでござ

います。

以上、本案の説明といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 14 議案第 8 号「下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、放課後児童支援員について、資格要件を拡大するとともに、放課後児童支援員基礎資格のうち、学校の教諭となる資格を有する者の規定の明確化を図る内容であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） 私から、下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、改正を行うものでございます。

改正の背景としましては、全国の市町村において、放課後児童クラブで働く方の中には、高等学校を卒業していない中学校卒業者が放課後児童支援員になるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれないことから、中学卒業者でも経験を積むことで支援員になる研修を受講できるよう資格要件を拡大するよう、地方分権提案募集での提案がありまして、その提案を踏まえて、児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後児童支援員として登用するため、放課後児童支援員の資格要件の拡大を図るものでございます。

このほか、資格要件を明確化するための改正も併せて行っています。

議案第 8 号説明資料、新旧対照表を御覧ください。

放課後児童支援員になるための都道府県が行う研修を受けられる資格要件を記載している第 10 条中、第 3 項第 4 号「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改め、改正後は教職員としての一定の資格、資質を有する者を対象にするという解釈の変更はありませんが、当該規定の対象者の具体的な範囲について明確にしております。

具体的には、教育職員免許法第 4 条に規定する普通免許状、特別免許状及び臨時免許状を有する者となります。

次に、新たに 10 号「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を追加しております。

これは、高校を卒業していなくても、5 年以上、放課後児童クラブに勤務した方については、道が行う研修を受けられ、受講後、支援員として勤務ができるようになります。

このことから、経験豊かで適切な研修を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成することを保障するものであります。

施行日については、本町においては、今回の改正で影響を受けないことから、公布の日から施行としています。

以上、下川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第15 議案第9号「名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第9号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

同組合の副管理者は、関係町村の長及び名寄市名寄庁舎担当副市長が充てられておりましたが、本年5月16日に、名寄市において「名寄市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」が施行され、副市長の定数が「2人」から「1人」へと変更となったことに伴い、名寄庁舎及び風連庁舎それぞれの担当副市長の区分がなくなることから、組合規約の一部改正が必要であるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

す。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第16 議案第10号「下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第10号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、平成28年度から平成32年度までの計画として議決いただき、事業を実施しているところであります。

平成30年度の事務事業を進めるに当たり、過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に掲載のない事業を追加するため、過日、過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろ

しくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第 10 号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、御説明申し上げます。

議案書 20 ページでございます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づきまして、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画として、平成 28 年第 1 回定例会で議決を頂き、各事業を実施しているところでございます。

この度の変更につきましては、事業の追加による計画の変更でありまして、過疎対策事業債の活用を予定している事業につきまして、計画に登載するものでございます。

議案書 21 ページ、下の表の変更後を御覧ください。

変更後の事業計画として、今回追加した事業について、事業名・施設名と事業内容を掲載してございます。

はじめに、表の区分の欄、「4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」につきまして、事業名・施設名の欄に「(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター」を追加し、事業内容の欄に「デイサービスセンター浴室防水等改修事業」を追加するものでございます。

なお、この事業につきましては、今年度当初予算で計上しております、デイサービスセンターの浴室防水等改修工事でございます。

なお、過疎債の充当率は 50%、交付税補填率は 70%でございます。

次に、「5 医療の確保」、事業名「(3) 過疎地域自立促進特別事業」…いわゆる過疎ソフト事業でございますが、事業内容として「医師確保対策事業」、内容が「出張医受入など医師確保対策」で、必要性「安定した診療体制を構築するため必要である。」、効果「地域医療の確保につながる。」を追加するものでございます。

これにつきましては、土、日、休日などに旭川医大等から派遣いただいている医師の経費について、過疎ソフト事業の対象となることから、計画に登載し、過疎対策事業債の活用を図るものです。

なお、過疎債の充当率は 100%、交付税補填率は 70%でございます。

この計画の変更に当たりましては、北海道が定めております過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る事務処理要領に基づきまして、北海道知事との事前協議が 5 月 23 日に整いましたことから、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 過疎ソフトの該当ということなんですが、自治体における過疎ソ

フトの枠って基本的にあるんでしょうか。

また、どのぐらいの過疎ソフトを借りているんでしょうか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 基準財政需要額というものが基本となっていて、そのうちのパーセンテージがそれぞれ決まっています。

今回、本町におきましては、過疎ソフト事業に関して、平成 28 年度から 32 年度の概算で、ソフト実施事業分で 10 億 9,835 万円…5 年間でですね…のかたちで今計画に登載しているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 10 億で…1 年間 2 億ぐらいなんですが、枠ってあるんですか…自治体がいくらでも借りれるという話でしたか。過疎債借りるのにソフトの事業ありますよね、その枠…2 億だとか、例えば一般の過疎債…ハープ事業ですと 2 億とかあるかと思うんですけど、そのソフトを借りる枠…例えば 2 億なのか 3 億なのか…いわゆるフリーなのか制限があるのかという話です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。

先ほど申し上げた基準財政需要額のパーセンテージの中で、ソフトの枠というのは決まっております、その枠を有効に活用して過疎対策事業債を借りているというのが現状であります、ちょっと詳細なパーセンテージは手元に持ってきておりませんので、申し訳ありませんけれども失礼いたします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 11 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 12 日執行の第 4 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

橋梁長寿命化補修工事の概要につきましては、上名寄 16 線の矢文橋の補修工事としまして、伸縮装置の取り替えなどを行なうものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、5 月 25 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、4 者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。なお、落札率につきましては 99.6%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 12 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度一般会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 6,279 万円を追加し、総額を 49 億 3,407 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、役場駐車場整備に係る経費を計上しております。

農林業費の農業費では、新規就農予定者の支援に係る経費、矢文沢地区のため池に係る防災ハザードマップ作成等に係る経費を。林業費では、林業・林産業振興事業に係る補助金を計上しております。

商工労働費では、空き家対策総合支援事業に係る補助金を。

教育費では、フッ化物洗口事業実施に係る経費、スキージャンプ選手特別スポーツ功労賞等受賞祝賀会開催に係る経費、スキージャンプ選手の育成に関するふるさと納税型クラウドファンディングに係る経費をそれぞれ計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、決算見込みに伴う繰越金、寄附金、諸収入等をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 表の債務負担行為の変更につきましては、議案第 5 号で提案しております、下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に伴い、3 公区会館に係る債務負担行為の期間及び限度額について、変更を行うものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております、議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 13 号「平成 30 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 30 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度下水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、平成 29 年度の決算見込みに伴う繰越金のほか、公共下水道計画区域外における公共下水道の利用に伴う建設協力金を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 14 号「平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 30 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度簡易水道事業特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入におきまして、平成 29 年度の決算見込みに伴う繰越金を増額計上し、基金繰入金を減額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 15 号「平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 785 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,902 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、平成 29 年度決算見込みに伴い、歳入におきましては、国庫補助金、社会保険支払基金交付金及び繰越金を増額、一般会計繰入金を減額計上しております。

歳出におきましては、総務管理費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 69 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 5,813 万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、平成 29 年度決算見込みに伴い、歳入におきまして、繰越金を増額、一般会計繰入金を減額計上しております。

歳出におきましては、制度改正による介護事業者システム改修により、需用費を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、介護保険事業勘定の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 御説明申し上げます。

議案第 15 号 平成 30 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）のうち、介護保

険事業勘定について、配付しております議案第 15 号 介護保険特別会計補正予算概要書により、御説明させていただきます。

今回の補正の主な要因は、一般管理費、包括的支援等事業費の支出、そして平成 29 年度の決算見込みに伴うものが主な内容でございまして、まず、歳出ですが、総務費で 90 万円の増額です。

これにつきましては、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修費といたしまして、消耗印刷製本費、委託料を計上しております。

次に、包括的支援等事業費として、地域支援事業費で 333 万円の増額でございます。

これにつきましては、介護保険制度改正に伴いまして、支援コーディネーターを配置し、生活支援体制の整備、認知症地域支援、そして権利擁護等の業務を社協に委託して、事業の推進を図るもので、包括的支援等事業費に委託料を計上しております。

次に、基金積立金で 2 万円の増額です。

これにつきましては、過年度分社会保険支払基金の追加交付による積立ての増額計上でございます。

次に、諸支出金で 360 万円の増額計上であります。

これにつきましては、額の確定による国等負担金の償還に係る増額計上であります。

次に、歳入ですが、これにつきましては、国庫支出金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修の国庫補助金で 41 万円の計上でございます。

次に、支払基金交付金で、追加交付によるもので、過年度分地域支援事業交付金で 2 万円の計上でございます。

次に、繰入金で、一般会計繰入金 95 万円の減額計上であります。

これにつきましては、財政調整による減額計上であります。

次に、繰越金 837 万円の増額計上であります。

これにつきましては、平成 29 年度の決算見込みに伴う繰越金の増額計上であります。

以上、介護保険事業勘定の補正予算の概要でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 議案第 16 号「平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 16 号 平成 30 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 9 万円を追加し、総額を 6,451 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、過年度分保険料の還付を被保険者に行うため、保険料還付金を計上しております。

歳入におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御協賛のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 23 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります、筒渕 ^{つつぶち} 恵子 ^{けいこ} 氏は、平成 30 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

新任の委員候補者につきましては、平成 30 年 10 月 1 日から 3 年間の任期で、品地 ^{しなじ} 和彦 ^{かずひこ} 氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

品地 和彦 氏は、豊富な知識と地域の実情に通じた、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。
これから、諮問第1号を採決します。
本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。
したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第24 同意第1号「下川町教育長の選任について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 同意第1号 下川町教育長の選任について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育長の^{まつのお}松野尾^{みちお}道雄氏が、本年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

松野尾 道雄氏におかれましては、平成27年7月1日に教育長に選任され、1期3年間、精励恪勤、精進され、優れた手腕を発揮され、私を支えていただきました。

また、人柄につきましては、御承知のとおり、清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れており、信頼するに足りる人でございます。

今、下川町の将来を見据えた地域づくりをより確実なものにしていくためには、同氏が教育長として最適任者でありますので、再任をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

何とぞ、議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。なお、教育長から、再任に当たっての所信表明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 松野尾道雄 氏から、所信表明があります。

○教育長（松野尾道雄君） 議会の貴重な時間を借りまして、所信を申し上げます。

私、平成 27 年第 2 回定例会におきまして、議員各位の同意を賜り、同年 7 月に教育長に就任し、3 年が過ぎようとしております。未熟な私が勤めてこれましたのは、議員各位、関係機関、団体並びに町民の皆様の御指導、御支援のたまものと、この場を借りまして深く感謝申し上げます。

今後の教育行政につきましては、大きくは次の 3 点を中心に職責を果たしてまいりたいと考えております。

一つ目は、学校教育であります。

笑顔あふれる達成感のある学校づくりを推進してまいります。

これは、児童生徒にとっては、行きたい学校、勉強が分かる学校、仲間がいる学校。教職員にとっては、働きがいのある学校。保護者にとっては、信頼できる学校。地域にとっては、親しみのある学校。それぞれにつながると確信をしております。

現代は複雑で変化の激しい時代であり、未来を切り開く人材の育成が求められております。そのためには、教員による日常観察、指導に加え、学力テストや体力テストなどを通じて実態把握に努め、分かる事業づくり、力を寄せ合う集団づくりに、学校と連携を確保し、引き続き取り組んでまいります。

考える力、共同して知恵を生み出す力の育成を一層重視した学校教育を推進してまいります。

さらに、コミュニティスクール及び幼・小・中・高による異校種間連携、交流促進により、特別支援教育や森林環境教育などの成果を共に上げてまいります。

北海道下川商業高校については、下川町はもとより、地域にとってはなくてはならない学校教育の大きな柱との位置づけをし、入学・在学中・出口支援を継続し、同校の卒業後の進学・就職実績等についても、速く・正確に道内外に広く情報を発信し、維持・存続発展に努めてまいります。

二つ目は、生涯学習であります。

生涯学習においては、町民の皆様が生涯を通じて自己を磨き高め、そして社会に貢献していくために、地域社会の力を最大限にいかしながら、行政、各種団体、学校、地域が連携・協力し、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めてまいります。

また、生涯スポーツの振興については、スポーツ活動は爽快感、達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持・増進や体力向上を図る大きな役割を果たしており、体育協会加盟団体やスポーツ少年団などに対して活動支援を継続するとともに、特に青少年の健全育成の推進、保護者負担の軽減及び競技力向上を支援してまいります。

三つ目は、芸術文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するために、質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体への支援を継続してまいります。

また、本年 9 月 2 日に、本町において開催される「上川管内道民芸術祭第 57 回道北文化集会」の成功に向け、支援してまいります。

郷土資料の活用と保存につきましては、文化財保護審議会などの御意見を頂きながら、一定の方向を出してまいります。

以上、大きく学校教育、生涯学習、芸術文化の3点を申し上げましたが、本年度は次期下川町総合教育大綱の策定の年でもありますで、各種委員会、審議会、学校、関係団体、住民の皆様の御意見を頂きながら作成をしてまいります。

現在、子供の減少、教職員確保の困難さ、財政状況など、様々な問題に直面しておりますが、将来にわたって持続でき、安定して教育が行える教育環境づくり、教職員の働き方改革の推進、自主財源の確保などに努めてまいります。

結びになりますが、下川町がSDGs未来都市の実現、幸せで持続的に発展するためには、未来を担う人材の育成が不可欠であります。

本町教育の充実発展に全力で取り組むことをお誓いし、所信表明といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明並びに所信表明がありました。まず、所信表明について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 大変総合的な所信を表明していただきました。

それで、再任という視点でお伺いしたいことがあります。

3年間の中で成し遂げた成果について、御自身の視点でどのようにお考えか。

そして、3年間を経験してきた中で、未解決の課題ですとか、新たに見いだした課題、そういった課題をどのように設定して新たな3年間に挑もうとされているのか。その点についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 1期3年間、その間、議員各位には多くの御示唆、御指導を頂いた中で、いろんな事業を推進してまいりました。

特に思いの丈を語らせていただけるとすれば、それぞれの皆さんの評価があらうかと思えますけれども、私自身としては、特に教育大綱の作成、それからいじめ防止の推進条例、これは管内的にも先立って制定をさせていただいたところでございます。

また、児童生徒の学力向上のためのICT教育、これも環境がまだ十分といえませんが、まだまだ活用に工夫をする余地はあると思えますけれども、ICT教育の導入を推進してきたところでございます。

また、小学校におきましては平成32年度から、中学校が33年度から、新学習指導要領に切り替わろうとしております。

特に本年度からは、小学校においては3、4年生の英語活動であるとか、5、6年生の教科としての外国語などの…前倒しをしての…先行して行っております。

また、少年団活動等については、いろんな御示唆を頂きながら、活動の活性化…これに

向けての支援を強化させていただいたところでございます。

今日の午前中の議論の中でも、子供の教育の中で、社会的なスキルを高めていくという部分にとっては、この少年団活動は非常に大きなものではないかなと思っております。

少年団活動を通じての協調性、チームワーク、勇気、友情を育む。また、チーム内外…町外の子供さんほかも含めてですね、そういった交流、友情を深めるという大変貴重な体験ができる少年団活動であります。そういったものの活動推進を図ってまいります。

また、これは先の話になるかと思いますが、競技スポーツの中でジャンプ関係が非常に注目されております。今年はオリンピックイヤーということもございまして、そういった意味での自主財源の確保等についても、今後とも努めてまいりたいというふうに感じております。

それから、本補正予算でも計上させていただいておりますが、小学校におけるフッ化物洗口が、保健管理の一つとして今回上程させていただいております。

これにつきましては、子供たちの健康課題である歯の健康、これに結び付くということで、平成 28 年度から説明会、学習会等実施しております。本定例会に手順を踏みまして、いろんな御意見があるのは承知しておりますけれども、上程させていただいております。これについても、子供たちの知育、徳育、体育の体育の部分として御理解を賜ればなというふうに強く思っているところでございます。

以上、意を尽くせませんけれども、3 年間の私の思うところ、また、今後についても少しお話をさせていただいたところでございます。御理解いただくようお願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 昨年の…29 年度でございます。議会で所管事務調査を実施いたしました。そこで所見を報告している案件で質問をさせていただきます。

小中一貫教育の話でございます。

御案内のとおり、10 歳の壁、それから中 1 のギャップ、または子供の神経細胞の大きさが昔と違って…発達過程で現行制度がそぐわないとの指摘があります。基本的にはまだあるんでしょうけども、こういうことが基本として、近年、6・3・3 制…これを見直す動きがございます。小中一貫教育、中高一貫教育でございます。こういう学校が増えてきております。北海道の教育委員会でも、小中 9 年間を…児童生徒の学力向上を図るということで、試験…実践的な研究もやっております。

御案内のとおり、現行制度で…それはメリット、デメリットもあります。変えることによつてのメリット、デメリットもございます。

そんな中で、先ほど町長、それから教育長の方からもお話がありました、将来を確実にしていくと…人材という面で小・中・高の人材教育と、個性、才能を伸ばすということで、時代の変遷とともにですね、先駆的な自治体においてはそういう取組がされているということで、本町におきましてもそういうことを考える時期に来ているということで調査報告をさせていただきました。

この件について、小・中と高…一貫教育について、どのようにお考えになっているかお

尋ねさせていただきます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 人材育成について、建設的な御意見賜りましてありがとうございます。

現行の6・3・3制度…これに変わるものとして、近年4・3・2でやるとか、あるいは9年一貫しての義務教育ですとか、そういったものが出てきているのは事実でございます。

先ほどの所信の中でも述べさせていただきましたが、将来にわたって持続でき、安定して教育が行える教育環境づくり…ここに包含されているんですけども、やはり4・3・2にしても、旧年制の義務教育学校にしても、いろいろとメリット…伝わってきているところはございます。また、効果については、更なる検証も必要だという…私、認識をもっております。

今後、やはり下川にあるべき学校の環境整備…どういったものが良いのか、都市計画マスタープランも控えておりますし、そういったものも含めながら考慮してまいりたいと思いますし、また、議員各位、町民の皆様からいろんな声を頂きながら方向性を出していきたいというふうに考えております。現段階では、どういう姿が望ましいということと言える状況までには立ち入っておりません。

それから、特に中1ギャップ等のお話もございましたけれども、今の6・3制の中で、10歳の壁があったり、12歳の壁がある。特に中学校に行くと、先輩、後輩も出てくるでしょうし、テストのやり方も違います。単元ごとから期末ごと、中間テストというふうな方法になりますし、順位付けもされる、そうしたことから一変するという環境がなかなか馴染めないというような子供さんが出ているのも、全国的な傾向として承知をしているところでございます。

こういったギャップを失くすためには、幼・小・中・高…1項ずつの下川であります。

ですから、幼・小・中・高それぞれの異校種間の連携…こういったものが非常に重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、人材育成は本町のまちづくりを…本町を担う人材の養成でございますので重要視し、また、各制度、また、その内容の成果等についても注視をしながら、進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） ここで、暫時休憩いたします。

（松野尾教育長 退場）

休 憩 午後 2 時 4 1 分

再 開 午後 2 時 4 2 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。
次に、提案理由について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今提案されております案件については、候補者であります現松野尾教育長から、採決に先立って所信表明がございましたけれども、従来は町長や議会の方では、教育長の選任には直接的には関与されていませんし、教育委員会の中で互選とかたちで教育長に任命されたのが平成 27 年以前のことでございますが、今日はそういう意味では、この新しい制度では、町長の任命責任が明確になると同時に、議会も同意について責任の一端を担うという意味では初めての試みでもございまして、申し入れに対して候補者は大変大事な所信表明をしていただいたというふうにも感じております。

これから…そういうことで、議会同意に際しましては丁寧な手続きを経ることが必要だというふうに考えてますので、今後ともこういったことを是非踏襲していただきたいなというふうに思いますが、今回については、松野尾 氏の再任同意案件でございますから、過去 3 年間の実績から教育長として大変地域における評価も高く、私は最適任というふうに考えております。

ただ、2 期目を執行するに当たっては、先ほどの所信表明の中では、学校教育、社会教育、そして芸術文化の振興の充実に更なる手腕が発揮されるというふうにも期待できますが、新しい制度の下で、国の教育行政に関与するということが法律で定められておりますので、このへんについては新教育長はそういった国や道の関与については毅然とした態度で対応されることを期待いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ほかに賛成討論ありませんか。
4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 町長の提案理由にもありましたとおり、松野尾さんに関しては大変人柄が優れておりまして、地域の信頼も厚いところです。

所信の中にもありましたが、変化が激しく、そしていろんな意見がある中で、私たち議会の中でもいろんな意見があって、それを戦わせてきたところです。

そういった多様性がある社会の中で、みんなが同じ方向を向くわけでもない…そういった多様性を認めながら、みんな違って、みんな良いというような社会を実現するに当たって、温厚篤実な松野尾さんの人柄が下川町のこれからに大変重要な役割を果たすと信じております。そういった意味から賛成の弁を述べます。

○議長（木下一己君） ほかに賛成討論ありますか。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（松野尾教育長 入場）

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時47分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第25 同意第2号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の^{しぶや ひでかつ}澁谷 英克氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

澁谷氏は、平成26年4月1日から、固定資産評価審査委員会委員として、その職責を全うされており、公平、公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第26 報告第1号「平成29年度下川町継続費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 本件は、平成29年度から2か年の継続事業として、総額1,350

万円で下川浄水場建設基本計画を策定するもので、昨年3月の第1回定例会におきまして、継続費を設定させていただいたものでございます。

平成29年度に執行した額は712万9,080円で、予算額750万円に対して37万920円の残額が生じたことから、この残額につきまして通次繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第27 請願第1号「教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2へ復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） ただ今議題となっております、請願第1号につきましては、連合北海道下川地区連合会会長、さらに北教組上川支部下川支会の支会長から、それぞれ6月7日付けで下川町議会議長宛てに提出されております。私が紹介議員となっておりますので、ここで請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、義務教育費の国庫負担制度は、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費の無償化を支える必要な制度でございます。

義務教育の成否は、教職員の確保、適性配置、資質向上と大きく関連し、そのためには必要な財源を安定的に確保することが不可欠でございます。

しかしながら、財務省・財政審も2017年度に加配定数を基礎定数化したことや少子化を理由に、教職員定数改善に慎重な態度でございます。教職員の働き方改革につきましても、自治体の自助努力を進めるべきとの態度を取っておられます。

しかし、教職員の7割から8割が時間外労働過労死ライン80時間を越えている中、教職員の多忙・超勤実態解消は喫緊の課題でございます。

そのために、給特法・条例を廃止するなど法整備の見直し、義務標準法改正を伴う第8次教職員定数改善計画の策定による定数改善、少人数学級の早期実現、教職員による協力協働体制による学校づくりを具現化する必要があります。

また、18歳未満の子供がいる世帯の子供の貧困率は13.9%であり、教育現場では、い

まだに私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費等についても自治体でその措置に格差が生じておられます。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、高校授業料無償制度への所得制限、給付型奨学金対象者等の限定、有利子奨学金制度で返済に悩み苦しむなど、家庭・子供の貧困と格差については改善されず、教育の機会均等、子供の人権など、その保障のためには国による教育予算の確保と拡充が必要でございます。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただきたく、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第28 請願第2号「2019年度地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号につきましては、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願につきまして、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今議題となっております、請願第2号については、下川地区連合会並びに自治労下川町職員労働組合から、6月7日、下川町議会議長に請願が提出されております。その紹介議員となっております私の方から、請願趣旨の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、自治体が使途を自由に決められる地方一般財源総額は、「骨太の方針2015」で、2018年度までは2015年度水準を下回らないように実質的に確保すると明記されておまして、前年度並みに総額が確保されてきました。

しかし、この「実質同水準ルール」が2018年度で期限切れを迎えることとなるため、2019年度以降のあり方については、経済財政諮問会議が毎年度6月頃に決定する見込みの「骨太の方針」で方向性が示されることとなります。

ご案内のとおり、去る6月15日、政府は財政健全化計画の骨太の方針を閣議決定しておりますが、主な内容につきましては、プライマリーバランスの達成を5年先送りするというので、事実上7年先送りとなる…そういったことが柱となって、先般、報道されました。

経済財政諮問会議での議論では、地方財政計画の歳出と地方交付税の抑制、そしてトップランナー方式の拡充、社会保障費の削減が繰り返し主張されており、自治体基金残高の増加を口実に地方財政余裕論を展開し、地方交付税の削減を求める意見も出されております。

このため「骨太の方針2018」の決定過程においても、地方が必要とする一般財源総額や社会保障費について、抑制・削減を唱える意見が出される可能性が十分ございます。

このことから、今年度は今後の財政状況を左右する重要な位置づけとなることから、地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴え、2019年度の地方財政の確立を目指していく必要がございます。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上、請願趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第 2 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 29 請願第 3 号「2018 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

お諮りします。

請願第 3 号につきましては、会議規則第 91 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） ただ今議題となっております、請願第 3 号につきましても、去る 6 月 7 日、下川町議会議長宛て、下川地区連合会から請願が出されておりました、私が紹介議員となっておりますので、請願趣旨の説明をさせていただきます。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017 年の実質賃金も 0.2%減となっております。特に年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも

43 万人と、給与所得者の 26%に達しております。また、道内の非正規労働者 86 万人のうち、35 万人を超える方が最低賃金に張り付いている状態でございます。

2010 年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できるだけ早期に全国最低賃金 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す。」と合意しております。北海道地方最低賃金審議会の答申においても、目標設定の合意を 4 年連続で表記しております。ちなみに北海道については、昨年、786 円から 810 円というふうにアップした現状でもございます。

最低賃金が上がらなければ、雇用の確保など私たちの地域でも影響が顕著なように、その近傍で働く多くの方々の生活はより一層厳しいものとなり、地域経済はもとより北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

ついでには、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成 30 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、適切な措置を講じる必要がございます。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上で請願趣旨の説明に代えさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、請願趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、請願第 3 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、6月20日、午後4時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、6月20日、午後4時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後3時4分 散会